

健康保険証はマイナンバーカードと 一体化されます

12月2日以降、今までの健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証の仕組みに移行します。現在お手持にある保険証は、有効期限まで利用できます。有効期限が切れる前に、マイナ保険証へ移行の手続きを済ませましょう。



健康保険証を、マイナ保険証にするためには

①マイナンバーカードを申請しましょう

マイナンバーカードの申請は、役場住民課で簡単に行うことができます。写真も無料でお撮りします。

ご持参いただくもの ● 交付申請書（お持ちの方） ● 身分証明書

寝たきりなどで役場に来ることが困難な方は、住民課【電話 76-5401】までご連絡ください。ご相談の上、自宅などで申請の手続きをサポートします。

②マイナンバーカードを健康保険証として登録しましょう

健康保険証として利用するために、登録手続きが必要です。役場や病院、薬局、セブン銀行 ATM、スマートフォンなどで登録ができます。

ご用意いただくもの ● マイナンバーカード ● 4桁の暗証番号

12月2日以降の保険証発行終了後の対応

12月2日以降、新たに国民健康保険に加入する方には、健康保険証に代わる下記の書類を発行します。

- マイナ保険証をお持ちでない方…「**資格確認書**」を発行
保険証同様、医療機関で提示することで保険診療が受けられます。
- マイナ保険証をお持ちの方…「**資格情報のお知らせ(資格情報通知書)**」を発行
健康保険の資格情報が確認できる書類です。マイナ保険証が利用できない医療機関で、マイナンバーカードと一緒に提示することで、保険診療を受けることができます。

お問合せ ● マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178
● マイナンバーカードの申請に関して 住民課住民係 ☎ 76-5401
● マイナ保険証に関して 住民課国保年金係 ☎ 76-5405



多古こども園5歳児運動会

10月3日(木)に多古こども園で、元気いっぱいな5歳児たちの運動会が行われました。限られた時間の中で積み重ねた練習の成果を十分に発揮した子どもたち。最後まで諦めず、一生懸命ゴールまで走り抜いた姿がとても印象的でした。また、応援やダンスでも息ぴったりの団結力を披露していました。運動会を通して、勝利の喜びや負ける悔しさを経験し、また一つ成長した子どもたち。無事に運動会を成功させることができ、かけがえない思い出の1ページとなりました。



第66回 多古町民大運動会

10月5日(土)に第66回多古町民大運動会が開催されました。大人から子どもまで多くの皆さんが参加し、どの種目も全力で楽しみながら取り組んでいる様子がみられました。また、団体競技や徒競走など一生懸命に走り切る選手の姿に、会場は声援で盛り上がりました。運動会を通して体を動かすことで、幅広い世代の交流や健康増進にもつながります。また、みんなで力を合わせて協力することで仲間との絆も強まり、参加者全員の笑顔が輝く1日となりました。参加された皆さん、大変お疲れさまでした。